

BTMU

CHINA WEEKLY

香港レポート：「加工貿易制限類商品目録」【2007 年第 44 号公告】を読み解く ～その影響と今後の加工貿易政策への一考察

先月23日に商務部と税関総署から「加工貿易制限類商品目録」（以下、第44号公告）が発表され、従来の輸入品目に加え、HSコードで1,853の輸出品目が新たに制限類対象として追加、その影響が懸念されています。同公告では、ヒアリングを実施した中央や広東省当局も「解釈が難しい」規定と認識している様子が窺え、その意図が曖昧な部分もみられます。そこで、当局へのヒアリング結果を踏まえ、現段階で想定し得る同公告による企業の皆様への影響などを考えてみました。今後詳細な解説が当局から発表される予定で、解釈が若干変わる可能性もございますので、お含みおき頂けると幸いです。

1. 第44号公告に該当するかどうかの判断について

まず、今回の通達の影響を受けるか否かについては、以下の点を順番にご確認頂きたいと思います。

- ①保税委託加工貿易（以下、加工貿易）を手掛けているが、目録のHSコードにあたる商品を中国から輸出していない（従来品目の輸入も手掛けていない）。→【「Yes」であれば今回の規制変更の影響なし。】
 - ②目録に該当する商品はあるものの、深加工結転＜転廠＞による保税貨物の中国内移動のみ、または輸出加工区、保税區等の税関特別監督管理区域内の企業。→【「Yes」であれば今回の規制変更の影響なし。】
 - ③上記①、②に該当しないものの、東部地区（広東省、福建省、遼寧省、北京市、天津市、山東省、河北省、上海市、江蘇省、浙江省）で加工貿易を手掛けず、加工貿易企業の税関信用分類でA～D類のうちA類・B類（通常新規進出はB類）に分類されている。→【「Yes」であれば今回の規制変更の影響なし。】
- ①～③に該当しない場合には、大きく以下の2点での影響をみておく必要があると考えられます。

2. 加工貿易保証金台帳制度が適用～税関への保証金または保証料負担の発生

加工貿易銀行保証金台帳制度とは、保税輸入材料金額に対する関税・増値税分を保証金として積むこと、またはそれに相当する税金支払保証を銀行から差し入れさせることで、加工貿易を認める制度です。今回の公告により、上記①～③に該当せず「制限類」品目を輸出する加工貿易を行う場合には、進料加工・来料加工といった加工貿易形態や税関の信用分類に関わらず、保税輸入材料金額のうち制限類の製品輸出金額比率にあたる関税・増値税分（注1）を保証金として積み立てること（A類、B類は関税・増値税分の50%：C類、D類は100%）が必要となります（注2）。その影響としては、実際に保証金を積み立てる負担、あるいは中国銀行に税金支払保証をしてもらうために、弊行拠点などから中国銀行向けにStand By L/Cなどを差し入れさせて頂く際の保証料支払負担などが出てくると考えられます。

（注1）計算式は以下の通りです。保税輸入材料金額 × （制限類製品輸出金額 / 加工貿易輸出製品金額） × （総合税率 = 関税率 + 増値税率 + 関税率 × 増値税率 → 現況22%適用） × （100% or 50%）

（注2）第44号公告では、「四」（Article4）で、過渡的管理措置に言及していますが、合同（マニュアル）ベースで管理される場合は合同契約期限まで、企業（税関ネットワーク管理対象先）ベースで管理される場合は2008年8月23日まで、従来の規定に準ずるとみられ、既存のケースでは、今後1～2年程度、適用対象からも除外されると思われます。

3. 制限類を手掛ける来料加工廠の転換促進への波紋～東部地区の新規来料加工廠の加工貿易を禁止へ

また、第44号公告では、発表当初、東部地区にて新規のみならず既存の制限類の加工貿易も禁止されるとの見方もありました。特に、注目を集めたのは“外貿権”に言及した「五」(Article 5)の条項です。Article 5では、「2007年7月23日までに“外貿権”を有さない東部地域企業での制限類商品の加工貿易業務の申請を受理しない」とされています。“外貿権”を対外貿易権とすれば、既存の進料・来料加工といった加工貿易形態を行えないとの見方もできます。ただし、ここでは、2007年7月23日以前から加工貿易を手掛ける企業は対象外のうえ、“外貿権”の定義とは、登録制の“対外貿易権”に限定せず、殆どの生産型企業に備わった工場で使用する原材料輸入と製造した商品を輸出する貿易権も含む模様です。また、「従来加工貿易を手掛け“外貿権”を有さない東部地区の生産企業は、2007年10月23日以前に所在地商務部主管部門に備案を行い、一定期間内に“外貿権”を有する企業に転換する（以下省略）」とした条項も見方が難しいものになっています。東部地区で制限類の加工貿易を手掛ける場合、同条項の“転換”を「強制」とみれば、一定期間内に既存の来料加工廠の法人への転換が義務付けられ、「任意」とみれば、既存の来料加工廠の法人への転換に言及したに過ぎず、転換せずに継続しても良いことになります。ヒアリングによれば、「任意」との見方ができそうで、後者が今のところ有力と考えます。従って、同公告は、以下にみる通り、少なくとも東部地区で制限類を手掛ける新規の来料加工廠による加工貿易の禁止を示したものと考えられそうです。

<新規>東部地区への新規進出で加工貿易制限類品目を輸出（既存制限品目を輸入）される企業のケース

- 東部地区では本年7月23日以降、新規（“外貿権”無し）来料加工廠設立による制限類加工貿易は不可。
（ただし、公告では、制限類品目での新規の来料加工契約締結そのものを禁止しているわけではない）
- 新規法人（加工先の外資あるいは中資）が、東部地区で制限類品目の加工貿易を行うことは可。
- 新規法人は、保証金台帳制度適用による資金負担等の影響有。

<既存>東部地区で既に加工貿易制限類品目を輸出（既存制限品目を輸入）されている企業のケース

- 今後も制限類の加工貿易契約については、合同期限到来後も継続的に行うことが可能。
- ただし、合同期限内に制限品目等を新たに追加する場合や合同期限到来後は、保証金台帳制度適用による資金負担等の影響有。

① 現法形態（進料加工形態、独資による来料加工形態）の場合

- 上記公告上の“外貿権”を有していると解釈できるため、“外貿権”の備案手続きを行う必要はない。

② 来料加工廠形態の場合

- 来料加工廠に“外貿権”はないが、2007年7月23日以前から行っている既存の来料加工形態は継続可。
- 来料加工廠を“外貿権”を有する企業（外資・中資）に転換する場合、今年10月23日までに商務部主管部門に備案手続きを行える【任意】。その場合、一定期間内に“外貿権”を持つ生産型企業に移行。

以上を踏まえますと、当初懸念された同公告による制限類の加工貿易への甚大な影響は避けられるかもしれませんが、今回、来料加工廠の法人への転換が明文化されるなど、加工貿易政策の舵取りの方向性が示唆されたうえ、今後制限類品目の増加も予想されます。東部地区の来料加工廠は、以下のような“外貿権”を有する企業形態への変更等に向けた備えも必要になるとの見方もできそうです。

【選択肢1】現法での新規進出・現法形態への移行を検討（進料加工もしくは独資来料＜地域制限有＞）

【選択肢2】来料加工廠→中方の来料加工先として生産ライセンスを有する法人形態移行の検討

【選択肢3】東部地区以外の地域での来料加工形態での進出、税関特殊監督管理地域への進出の検討

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●ポールソン米財務長官訪中、胡主席と会談

ポールソン米財務長官は1日、胡錦濤国家主席と北京で会談した。胡主席からは、中国が米国と共に戦略的信頼協力関係をより一層深め、両国共通の問題を適切に処理し、共通の利益を追求しつつ、中米間の建設的パートナーシップの進展を目指すとの発言があった。これに対しポールソン財務長官は、米中戦略的経済対話は両国首脳の共通認識の下に構築されたもので、双方が共に努力して成功させるべきとし、今回の会談を通じ、両国間の摩擦を緩和し、溝を埋め、経済貿易関係の架け橋となるよう努力するとの意向を表した。また、エネルギー・環境保護、製品安全、投資、金融等領域で、中国との協力関係が深まることを期待するとも伝えた。

●国家発展改革委員会 物価に対する管理強化

国家発展改革委員会は最近の物価高騰を受け、地方政府に対し物価問題に対し効果的な措置を取るよう指示した。具体的には、①消費者物価の上昇幅が調整目標を大幅に上回る地区では、市場価格の対象となる財とサービスを除き、政府は年内に原則的に価格引き上げを行わない、②市場価格の対象となるものについては、政府は物価に介入しない、③市場価格の秩序維持のため、経営者または業界団体のカルテルによる価格引き上げを禁止、等の内容が含まれる。

2. 産業

●06年度中央直轄企業の経營業績考課 発表

国務院国有資産監督管理委員会はこのほど、中央管轄国有企業の06年度経營業績の考課結果を発表した。06年度の実現利益は前年比20.5%増の7,681.5億元で、過去最高を記録した。考課対象リストに入った企業は160社。うちAランクは宝鋼、神華集団、中国移动通信、中国遠洋運輸、鞍山鋼鉄、東風汽車等の良好企業で34社、全体の22.7%を占め、以下Bランク77社(51.3%)、Cランク35社(23.3%)、Dランク4社(2.7%)となった。また、生産事故責任を理由に11社が減点乃至降格、規定・規律違反や財務管理上の重大な問題を理由に9社が減点処分を受けた。

●上半期ソフトウェア産業の売上高 前年比23%増

情報産業部が29日発表した統計によると、上半期のソフトウェア産業界の売上高は前年同期比23%増の2,602億元に達した。売上が200億元を超えた都市は北京、蘇州、広東、上海の4都市。また、ソフトウェア産業のアウトソーシングの受入れも活発化していると言う。特に、中国は日本企業の最大のアウトソーシング基地となっており、中でも大連市は豊富な日本語人材、低コスト、地理的優位性から日本からの委託が最も多い都市となっている。

3. 貿易・投資

●北京市 10月に都市土地使用税の徴収を開始

北京市地方税務局は先月末、都市土地使用税の徴収に関する実施細則を発表、10月より実施の予定。都市土地使用税の徴収については、2007年1月1日、税率の引上げや外資企業を課税対象に加える内容を盛り込んだ改訂版「都市土地使用税暫定条例」が施行されている。同条例の中で、土地使用税の徴収時期を毎年4月と10月の年2回と定めているが、2007年4月は徴収が見送られたため、10月に一括して徴収することとなった。北京市の土地使用税は、改定前の0.5元/㎡から1.5元/㎡へと3倍に引上げられ、外資企業にとっては今回が初の税負担となる。

●グリーン融資で環境汚染拡大を抑制

環境保護総局潘副局長は7月30日、人民銀行、銀行業監督管理委員会と共同で、産業政策や環境保護法規に違反する企業やプロジェクトへの融資規制を行い、グリーン融資により、高汚染・高エネルギー消費産業の拡大を抑制していく方針を示した。具体的には、環境保護総局が同局の把握する環境汚染企業の情報を銀行へ提供、銀行は当該情報を含め、融資審査における環境関連項目の厳しいチェック、監督管理を行うことが求められている。

4. 金融・為替

●預金準備率 8月15日から0.5%引上げ

7月30日、中国人民銀行は8月15日から預金準備率を0.5%引上げ、12%とすることを発表した。今年に入って6回目の引上げとなる。先般発表された2007年上半期のGDP成長率は11.5%と二桁成長を記録し、固定資産投資の伸びも25.9%と依然高い水準にある。人民銀行は、銀行の流動性管理の強化とマネーサプライ、貸出の伸びの抑制が目的という。

●人民銀行「中国地区金融安定報告書」を発表

7月31日、人民銀行上海本部は初の「中国地区金融安定報告書」*を発表。同報告書では、中国全土を東部・中部・西部・東北地区の4つの地区に分けて、2006年の経済・金融情勢、銀行システムの潜在リスクを分析。銀行貸付の長期化が顕著で、新規貸付が依然として各地区の発展地区に集中、貸付対象が製造、電力、建築、交通及び不動産等の特定業界に集中しており、西部地区でこれらの傾向が特に顕著。また、いずれの地区も間接融資の比重が高く、経済変動のリスクが銀行に集中していることを指摘し、今後資本市場の整備と発展が望まれるとしている。

*「中国金融安定報告書」を補充する内容で、今後、定期的に発表される予定。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

前回(7月25日号)で、「税関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部 2007 年第 35 号公告(税関の
関係輸入租税優遇政策の執行における適用問題について)」(2007 年 7 月 13 日発布、同年 7 月 20 日実施)
について概略のみ紹介しましたが、多数ご照会をいただいたので、改めてその内容を説明します。

この公告は、外商投資企業の設備輸入免税の適用条件について、従来の規定では明確でなかった点の
取り扱いを示したものです。要点は、次のとおりです。

1. 早い時期に設立した外商投資企業の免税手続きの期限

2002 年 4 月 1 日より前に認可された外商投資制限乙類プロジェクト、及び 1996 年 4 月 1 日より前に認可
された外商投資プロジェクトは、引き続き税の優遇を享受できる。ただし、2007 年 12 月 31 日までに「項目
確認書」及び関係資料をもって税関に「減免税登記手続き」の申請を行い、2010 年 12 月 31 日までに設備
を輸入して税関に「減免税審査・認可手続き」の申請を行わなければならない。投資規模が大きく、建設
期間が長い個別の外商投資プロジェクトについては、税関総署が「項目確認書」を発行した元の国務院主
管部門の同意を経て、減免税審査認可手続きの期限を適宜延長することができる。

注: 2002 年 4 月 1 日は、「外商投資産業指導目録」が改訂施行された日で、それ以前の目録では、制限類
プロジェクトは甲類と乙類に分けられ、乙類は設備輸入免税の対象とされていた。また、1996 年 4 月 1
日は、外商投資企業に対する設備輸入免税が撤廃された日で、それ以前に設立された外商投資企業
は一律に免税とされていた。なお、1998 年 1 月 1 日から目録の奨励類と制限乙類のプロジェクトを対象
に免税が復活した。

2. 外商投資株式有限公司に対する取り扱い

- 1) 中外投資者が発起人となり、または株式募集をして設立した外商投資株式有限公司、及び既存の外商
投資有限責任公司から改組した外商投資株式有限公司で、かつ外資比率 25%以上の企業は、「外商投
資産業指導目録」の奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」の項目に合致すれば、総投資
額内で輸入する自社用設備について、税の優遇を享受できる。
- 2) 内資の有限責任公司と株式有限公司から外資比率 25%以上の外商投資株式有限公司に転換し、同時
に増資をした場合、投資プロジェクトが「外商投資産業指導目録」の奨励類または「中西部地区優勢産業
目録」の項目に合致すれば、その増資部分に対応する自社用輸入設備は、税の優遇を享受できる。ただ
し、元のプロジェクト(増資以外の部分)で輸入する自社用設備については、優遇を享受できない。
- 3) 内資企業で、B株または海外株(H株、N株、S株、T株またはレッドチップ株)を発行して外商投資株式有限
公司に転換した企業は、その投資プロジェクトは一般に税の優遇を享受しないが、「外商投資産業指導目
録」の奨励類または「中西部地区優勢産業目録」の項目に合致すれば、総投資額内で輸入する自社用設
備は、「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」に記載される商品を除き、税の優遇を享
受できる。ただし、既に国務院が国内投資産業政策によって特別に認可した外商投資株式有限公司につ
いては、元の規定を執行する。

注: 「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」は、今年 3 月 1 日付で改訂施行されたが、
多数の生産設備が含まれている。「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」でない点

に注意。以下同じ。

3. 外資比率 25%未満の外商投資企業に対する取り扱い

- 1) 外資比率 25%未満の外商投資企業は、その投資プロジェクトが「外商投資産業指導目録」の奨励類または「中西部地区優勢産業目録」の項目に合致する場合、総投資額内で輸入する自社用設備について、「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」に記載される商品を除き、免税とすることができる。

注:「免税とすることができる」という表現に注意。「項目確認書」の申請時に、商務部門または発展改革部門が判断するものと思われる。以下同じ。

- 2) 「外商投資企業批准証」を持つA株上場会社が、株式権流通改革により新株を発行し、または外資法人株の株主が株式を売却して外資比率が 25%未満になった場合、その投資プロジェクトは税の優遇を享受できない。その後、元の外資法人株の株主が株式を買い戻して外資比率が 25%以上になった場合も、税の優遇を享受できない。株式権流通改革後も外資比率が25%以上の場合、その投資プロジェクトが「外商投資産業指導目録」の奨励類または「中西部地区優勢産業目録」の項目に合致すれば、総投資額内で輸入する自社用設備について、税の優遇を享受できる。

- 3) 外資比率 25%未満の外商投資企業で税の優遇が適用されない場合、「税関総署の外商投資の更なる奨励の関係輸入租税政策に関する通知」(署税[1999]791号、1999年9月1日実施)に定める優遇適用範囲にも含まれないため、自己資金を使用して免税で設備を輸入することもできない。

注: 上記の税関総署通知の優遇適用範囲とは、①奨励類外商投資企業、制限乙類外商投資企業、外商投資研究開発中心、先進技術型外商投資企業、製品輸出型外商投資企業の「5 類企業」が、総投資額以外の自己資金(予備基金、発展基金、減価償却後の利益)を使用して、元の認可された経営範囲内で、国内で生産できないか、性能が必要を満たさない設備及び付帯技術・部品を輸入する場合、②外商投資研究開発中心が、総投資額内で国内で生産できないか、性能が必要を満たさない設備等を輸入する場合、③「中西部地区外商投資優勢産業目録」の項目に該当する外商投資企業が、総投資額内で、または総投資額外の自己資金を使用して、国内で生産できないか、性能が必要を満たさない設備等を輸入する場合、を指す。

4. 再投資の場合の取り扱い

- 1) 外商投資企業が中西部地区に再投資して設立した企業、または中西部地区で買収した公司以、外資比率が 25%以上で、「外商投資企業批准証」を取得し、その投資プロジェクトが「外商投資産業指導目録」の奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」の項目に合致する場合、総投資額内で輸入する自社用設備について、税の優遇を享受できる。
- 2) 外商投資企業が中西部地区以外に再投資して設立した企業、及び中西部地区に再投資して設立した外資比率 25%未満の企業(いずれも直接または間接の外資持分を含む企業)は、その投資プロジェクトが引き続き外商投資産業政策によって管理され、「外商投資産業指導目録」奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」の項目に合致する場合、総投資額内で輸入する自社用設備について、「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」に記載される商品を除き、免税とすることができる。

注:「引き続き外商投資産業政策によって管理され」の意味が不明。現行の「外商投資企業の国内投資に関する暫定施行規定」(対外貿易経済合作部・国家工商行政管理局令 2000 年第 6 号、2000 年 9 月 1 日施行)では、免税対象となる奨励類プロジェクトに投資する場合は、審査・認可を必要とせず、登記するだけでよいとされている。従って、この規定に該当すると思われる場合には、元の審査・認可機関に確認するのがよいだろう。

以 上

(本誌シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY	前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.07.30	7.5622	7.5600~7.5720	7.5674	0.0051	6.3754	0.0198	0.9672	0.0009	10.3415	0.0224	2.0931	4657.85	100.4200
2007.07.31	7.5690	7.5602~7.5740	7.5724	0.0050	6.3592	0.0162	0.9677	0.0004	10.3788	0.0373	2.7200	4689.09	31.2400
2007.08.01	7.5630	7.5620~7.5765	7.5704	0.0020	6.4367	0.0775	0.9675	0.0002	10.3387	0.0401	2.3000	4510.78	178.3100
2007.08.02	7.5700	7.5698~7.5782	7.5718	0.0014	6.3693	0.0674	0.9670	0.0004	10.3500	0.0113	2.1858	4623.05	112.2700
2007.08.03	7.5681	7.5570~7.5780	7.5680	0.0038	6.3515	0.0178	0.9664	0.0006	10.3599	0.0099	2.0200	4784.39	161.3400

トピックス

【30日】

- ラト国際通貨基金(IMF)専務理事は、中国が人民元相場の柔軟性拡大を容認すれば、その他のアジア通貨は輸出を損なう懸念なしに上昇することができるとの見解を示した。
- ポールソン米財務長官は29日、中国との貿易摩擦が深刻であることを認めた上で、今回の訪中については、より共通の問題である環境問題に焦点を当てることで開始する方針を示した。
- 社会科学院は、同国経済が投資の拡大、物価の上昇、貿易黒字の拡大など、景気の抑制で多くの課題に直面しているとの見解を示した上で、景気過熱を防ぐにはGDP伸び率を+11%を下回る水準に抑える必要があるとの見解を示した。
- 夏斌 国務院発展研究センター金融研究所所長は28日、人民元の長期的な安定した上昇を見込んだ投機的資本の流入を抑制するため、同国は人民元を短期間で適切な水準に上昇させるべきであるとの見解を示した。

【31日】

- 商務部米・大洋州担当幹部は、「長期的な観点では、グローバル化や現在の貿易構造が継続するのであれば、米国の対中貿易赤字は恐らく近い将来引き続き拡大する」「問題の根底にあるものや、それにどのように対処していくかについて、解答はない」と述べた。
- ポールソン米財務長官を始め米政府高官は、米議会が中国の為替政策への制裁を狙った為替法案を可決すれば、米国や世界経済へのリスクにつながるとの見解を示した。

【1日】

- 中国訪問中のポールソン米財務長官は、人民元をより速いペースで上昇させるよう改めて求め、「人民元が上昇すれば中国・世界経済にとって一段と有益である」「改革の方向性について中国政府は合意したものの、ペース面で見方に相違がある」「人民元に対する米議会の懸念緩和に向けさらなる対応をする」と述べた。
- 米上院銀行委員会は、中国の人民元改革を促す法案を可決したものの、ブッシュ政権はこうした法案が成立すれば、世界的に保護主義の波を引き起こすと批判した。

【2日】

- 塩崎官房長官は「中国経済が安定的に拡大することが中国にも日本にも世界経済にとってもプラスである。そのためには為替は柔軟性があつた方がいいというのが一般的に言われていることであり、中国も理解して、これまで行動をとってきた」と述べ、中国政府の立場にも一定の理解を示した。また、人民元改革のためには中国経済へのサポートが必要であるとの見解を示した。
- 国家情報センターは、国内の地方政府は税収を増やして経済的な影響力を得たいと考えていることから投資を減速させる意向は持っていないと指摘する一方、中央政府は国内の急激な投資増加の根本的な背景にある生産要素に対する規制を緩和することには消極的であるとした。
- ソーベル米財務省副次官補は、人民元の一段の上昇を促すための議会による立法措置の動きはうまくいかず、米国に対する報復措置につながる可能性があるとの見解を示した。

【3日】

- 金人慶財政相は、同国が人民元の柔軟性を着実に拡大しているとする一方で、為替政策について他国の圧力は受けないとの見解を示し、「同国の主要な問題は経済成長の勢いを維持することである」と述べた。
- キミット米財務副長官は、より開かれた為替制度への迅速な移行は、中国の利益にかなうとの見解を明らかにした。また、尾身財務相とキミット米財務副長官は、人民元のさらなる柔軟性が重要であるとの認識で一致した。

RMB レビュー&アウトLOOK

- 週初の中銀基準値は前週末の基準値比約120ポイント安となる7.5824であったものの、市場取引は前週末比ほぼ同水準となる7.5622(基準値比150ポイント高)でオープンした。同日夕刻に市中流動性抑制を目的とした昨年6月以来9回目となる預金準備率の引き上げ(11.5%→12.0%、8/15施行)が発表されたものの為替相場への影響は限定的であり、中国訪問中のポールソン米財務長官と中国高官との会談に関わる要人発言に注目が集まる様子見ムードの中小幅な値動きとなった。世界的な信用懸念が再燃しアジア市場が全面安となる中、1日の上海株式市場も下落に転じたことを背景に人民元も小幅下落となったものの、翌日には上海株が回復したこともあり人民元も底堅く推移し、結局先週末比小幅安となる7.5680にて越週となった。今週注目されたポールソン米財務長官と中国高官との会談において、為替相場について目新しい発言内容はなかった。先月前半に巨額の貿易黒字をめぐる思惑より急伸して以降人民元はほぼ同水準での小幅な値動きとなっており、来週は従来同様の上昇スピードに戻るかに注目したい。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。